

令和4年10月25日

糸田町社会福祉協議会常勤・非常勤勤務者の募集要項

(業種)

学童クラブでの、学童指導員（放課後ケア・ワーカー）としての業務
相談支援・援助員（事務補助員・ショーシャルワーカー）としての業務

1. 常勤・非常勤勤務者としての登録（雇用）契約

本会より必要に応じて、勤務の依頼を行なうものとする。依頼については、常勤・非常勤勤務者と調整を行なう。

常勤勤務者は、新規雇用後 試用期間3か月以後、年度毎の更新契約制とする。

非常勤勤務者は、新規雇用後、試用期間3ヶ月とし、以後、6ヶ月を超えない期間、試用期間を問題なく勤務され、業務を適切対応できる方から、優先的に再契約の依頼を行っております。事業の廃止、開設教室の減少、補助金の減額などの事由により再契約が行えない場合があります。突発的な場合を除き、事前に通知されます。

2. 勤務時間の扱い

本会より必要に応じて、勤務につく時間の依頼を行なうものとする。

常勤勤務者は、1週間の勤務日数 5日 勤務時間38.75時間とします。

非常勤勤務者は、1週間の勤務時間は、19時間以内とする。

（学童クラブ 参考：1日1回の出勤で、4時間程度）

3. 勤務者が、勤務の依頼を長期に断る場合、雇用契約期間中に解消する場合は、1月前に申し出ること。

4. 各種保険等の扱い

社会保険・労働保険の制度あり、適用については、勤務実績による。

(募集要件)

1. 健康であること
2. 社会福祉に熱意を持つもの
3. 業務に必要な免許及び資格

(提出するもの)

1. 履歴書
2. 資格や免許等の写し
3. 常勤勤務者は、面接時の資料として、自己紹介文(200文字程度)
非常勤勤務者は、履歴書内に志望動機等を記載してください。

(提出方法及び締切り)

1. 提出方法

糸田町社会福祉協議会事務局まで提出すること。

郵送の場合、簡易書留とし、締切日午後4時30分に受取を確認されたものとしますの
で、できる限り持参して下さい。

受付時間：月から金曜日の午前9時から午後4時30分とします。

2. 締切り日時

常勤職 令和4年12月28日(水曜日) 午後4時30分

非常勤勤務

(賃 金)

1. 賃金

1時間あたり1,027円より(学童クラブ指導員 時給者)

常勤勤務者は、月額146,100円～192,200円

(無資格者/無経験者 146,100円～ 月額給与者)

2. 各種手当

基本なし(勤務実績により、本会規定に基づく範囲の、通勤手当、期末手当あり)

(募集人員)

おおむね、事業に必要と思われる数。

学童クラブ指導員 常勤勤務者 1名(事務補助を含む)

学童クラブ指導員 非常勤勤務者 1名(勤務開始 適時)

2名(登録:勤務開始:令和5年4月1日～)

相談支援・援助員 常勤勤務者 1名(ソーシャルワーカー兼事務補助を含む)

但し、適格者がいない場合は、雇用しない場合がある。

(選考方法)

非常勤勤務者については、適時面接を実施し、試験員の評価・提出資料を基に協議して、会長名で本人に通知する。令和5年4月1日からの勤務を希望する者は、履歴書の備考欄又は、希望職種等のその旨を明記すること。

常勤職を希望する者は、履歴書(写真付き)・自己紹介文200字程度(A4用紙)、必要な資格、を評価資料とし、令和5年1月に面談日を設定し面接を行なう。試験員の評価・提出資料に基づき協議して、会長名で本人に通知する。

(選考にかかる事由については、非公開とする。)

面談日 非常勤勤務の方は、希望勤務開始時期を踏まえ適時面談日を連絡いたします。

常勤職員は、令和5年1月頃に実施します。

(その他)

1. 可否の問い合わせは受けません。

2. 常勤職員は、本会の予算契約上「有期雇用契約者」・「会計年度職員」とする。

3. 勤務開始予定は、令和4年度中に研修期間を行えるとして、必要とする部署が勤務を依頼する場合は、採用決定後別途相談し日時を決める。

4. この定めのないものは、別途定める。